

公立大学法人宮城大学看護学群臨床教授等の称号付与規程

平成24年2月22日

規程第120号

(趣旨)

第1条 この規程は、臨床教育の指導体制の充実を図るため、宮城大学（以下「本学」という。）の看護学群における臨床実習を含む臨床教育に協力する本学看護学群の教員以外の医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号)

第2条 称号は、臨床教授及び臨床准教授（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、宮城大学学則（平成21年宮城大学規則第2号）に基づき定める本学看護学群の学生の履修に係る実習等の指導に協力する医療機関等に所属する医療人であって、当該機関等において臨床看護教育に協力する者に付与する。

(推薦及び決定)

第4条 学群長は、教授会の議に基づき、臨床教授等の称号を付与することが適当と認められる者を学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦を受けたときは、教育研究審議会の議を経て、臨床教授等の称号付与を決定するものとする。

(推薦基準)

第5条 臨床教授等として推薦できる者は、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、かつ、優れた臨床能力及び教育能力を有する者とする。

- 一 臨床教授は、原則として修士以上の学位を有し、教育、研究、実務等の経験を20年以上有する者とする。
- 二 臨床准教授は、原則として修士以上の学位を有し、教育、研究、実務等の経験を15年以上有する者とする。

(職務)

第6条 臨床教授等は、本学看護学群又は当該臨床教授等の所属する医療機関等において、臨床実習の指導等必要な職務を行うものとする。

(称号の付与)

第7条 臨床教授等の称号の付与は、別記様式の文書を交付して行うものとする。

(称号を付与する期間)

第8条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨床実習の指導に協力する当該年度内限りとする。ただし、期間の更新は妨げない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、別に定

第4編人事労務 臨床教授等称号付与規程

める。

附 則（H24. 2. 22 第 52 回理事会）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（H27. 3. 25 第 94 回理事会）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（H29. 3. 22 第 120 回理事会）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（学部に係る経過措置）

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学看護学群臨床教授等の称号付与規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 条及び第 3 条	看護学群	看護学群及び看護学部
第 4 条	学群長	学群長及び学部長
第 6 条	看護学群	看護学群及び看護学部
別記様式	看護学群	看護学群（又は看護学部）

別記様式（第 8 条関係）

第	号
氏	名
生	年 月 日
宮城大学看護学群臨床教授（又は臨床准教授）の称号を付与する 期間は 年 月 日までとする	
年 月 日	
宮城大学長	

注）書式は、A 4 縦を用いること。